

令和5年度（2023年度）第1回

八王子市総合教育会議議事録

日 時 令和5年（2023年）5月31日（水）
場 所 議会棟4階第3・第4委員会室

第 1 回八王子市総合教育会議次第

1. 日 時 令和 5 年（2023 年）5 月 31 日（水）
2. 場 所 議会棟 4 階第 3・第 4 委員会室
3. 議 題
 - (1) 市立小・中・義務教育学校における不登校総合対策について
 - (2) 子育て家庭及び子ども・若者への切れ目ない支援について
 - (3) 子どもの生活実態調査の調査結果について

八王子市総合教育会議

構成員（6 名）

八王子市長		石 森 孝 志
八王子市教育委員会	教育長	安 間 英 潮
八王子市教育委員会	教育委員	川 島 弘 嗣
八王子市教育委員会	教育委員	柴 田 彩千子
八王子市教育委員会	教育委員	伊 東 哲
八王子市教育委員会	教育委員	保 坂 暁 子

説明員

総 合 経 営 部 長	古 川 由美子
財 政 部 長	宇田川 聰
子 ども 家 庭 部 長	設 樂 恵
学 校 教 育 部 長	今 川 邦 洋
学校教育部指導担当部長	西 山 豪 一
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
生涯学習スポーツ部長	平 塚 裕 之
生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	志 萱 龍一郎

事務局

総合経営部企画調整担当課長 渡 邊 康 宏

学校教育部教育総務課長 松 土 和 広

【午後 1 時 30 分開会】

○古川総合経営部長 ただいまから、令和 5 年度 第 1 回八王子市総合教育会議を開催いたします。市長と教育長ほか、2 名以上の教育委員の出席がございますので、八王子市総合教育会議運営要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、本日の会議が成立することを確認しました。

○古川総合経営部長 それでは会議に先立ちまして市長から御挨拶をお願いします。

○石森市長 皆様、こんにちは。令和 5 年度の第 1 回目の総合教育会議になります。教育委員の皆様には、多大なる御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症も今月の 8 日には 2 類相当から 5 類へと格下げになりまして、収束に向かいつつあります。このコロナ禍の 3 年余り、子どもたちにとっては、非常に制約がある中での学校生活でしたが、その間、感染防止対策の徹底を図っていただきながら、学習機会の確保をしっかりと行っていただいております。

ようやく、日常に戻りつつあります。市内では、さまざまなイベントも再開されるようになりました。先月、市議会議員選挙の最中でしたが、4 年ぶりにボルダークワールドカップが開催されました。市内の子どもたちも無料招待いたしまして、非常に良い経験になったと思っております。また、今年は花火大会や、4 年ぶりの八王子まつりを開催することが決定しています。ぜひ子どもたちには、さまざまなイベントを通じて郷土愛を育むきっかけになることを期待しています。

さて、国では、こども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。こどもまんなか社会の実現に向けて、これからさまざまな施策の充実が図られていくと思います。そのような国の動きを踏まえて、本日は、「不登校総合対策」、「子ども・若者への切れ目ない支援について」、この 2 点が、議題となっております。ぜひ皆様には、忌憚のない御意見をいただきますよう心からお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どう

ぞよろしくお願いいいたします。

○古川総合経営部長 ありがとうございました。続きまして、教育長お願いいいたします。

○安間教育長 皆様、こんにちは。市長からお話がありましたように、今月の8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類になりまして、インフルエンザと同様の扱いになりました。市長からも御紹介いただいたとおり、既に本市ではコロナ禍以前の学校生活への円滑な移行を進めておりまして、今年の1月から小学校の給食では、黙食を解除し、向かい合っの食事を始めております。あえて例年どおりと言わせていただきますが、小学校の運動会も多くの学校で行われました。

ただ、インフルエンザと同様の扱いとなりましたが、平成30年以来全くなかったインフルエンザによる学級閉鎖が今年の4月、5月に始出ており、新たな対応が必要だと考えています。

本市では、3年前にコロナ禍が始まって以来、何が子どもにとって必要なことで、それをどうしたら実施できるか、このことを模索して、学びを止めないように進めてまいりました。

今後もこうした課題に対する協議・調整の場として、この総合教育会議を通じまして、市長と市教育委員会の連携を深めて、八王子の教育の更なる充実に向けて、5人一丸となって一層努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○古川総合経営部長 ありがとうございます。それでは、資料の確認をお願いいいたします。

本日の資料は、タブレットで御覧いただきます。タブレットの画面には、PDFファイルで、本日の次第を表示しております。画面上部には、内容を切り替えるタブが、左側から、「八王子市総合教育会議運営要綱」、「次第」、「資料1」「資料2」「資料3」と表示されておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは協議・調整事項に入る前に、報告させていただきます。

4月1日付で人事異動により、説明員及び事務局に変更がございましたので、御紹介いたします。なお、教育委員会の異動につきましては、既に御承知のこととしますので、省略させていただきます。事務局の総合経営部企画調整担当課長の渡邊康宏です。

○渡邊企画調整担当課長 渡邊康宏です。よろしくお願いいいたします。

○古川総合経営部長 以上となります。続きまして、会議録ですが、デジタル化の観点から、市の文書管理システム導入に合わせ、今回から署名を割愛させていただきます。

これまでは、タブレットの一番左に表示されています「八王子市総合教育会議運営要綱」を御覧いただきますと、第4条第3項に「会議録には、会議で決めた構成員1名が署名しなければならない。」とありましたが、令和5年4月1日付けで改正し、本条項を削除しております。

なお、内容の正確性を確保するため、これまでどおり構成員・説明員の皆様には、公表前に確認をしていただきますので、よろしくお願いたします。

○古川総合経営部長 では、本日の議題に入ります。協議・調整事項1「市立小・中・義務教育学校における不登校総合対策について」になります。タブレットは、資料1を表示してください。よろしいでしょうか。説明は、学校教育部指導担当部長から願いたします。

○西山指導担当部長 それでは私から「市立小・中・義務教育学校における不登校総合対策について」について御説明させていただきます。

まず1ページをおめくりいただきまして、「1 報告趣旨」でございます。全ての子どもの社会的自立に向けた教育機会の確保に向け、本市の不登校対策を取りまとめた新たな総合対策を策定するため、その概要について説明いたします。

続きまして3ページを御覧ください。こちらのスライドは、市立小・中・義務教育学校における不登校の現状を示しております。令和3年度1,489人だった本市の不登校児童・生徒数は、令和4年度の速報・暫定値で1,832人と更に343人増加しました。

上から2段目ですが、学校内外で専門的な相談・指導等を受けた人数は237人増加しましたが、下から2段目の赤枠、受けていない人数も106人増加しています。

これは全国でも同じような状況となっております。本市における不登校への対応は、まさに喫緊の課題であり、できることから対応しつつも、総合的・計画的な対策が必要であると認識しております。

続きまして、4ページを御覧ください。こうした背景を踏まえまして、国は令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」の「COCOLOプラン」を取りまとめました。

本市では、令和2年3月に策定した「第3次八王子市教育振興基本計画 ビジョン

はちおうじの教育」の施策ナンバー9「登校支援の充実」の具体的な行動計画として、この不登校総合対策を「つながるプラン」と題し、「みんなが八王子の宝だよ」をキャッチフレーズとして令和5年度から令和9年度にかけての5か年で重点的に施策展開を行い、改革を進めてまいります。

達成目標は、学校内外での専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童・生徒を減らし、令和9年度までにゼロにすることと、中学校卒業後の進路未決定である生徒を令和5年度にゼロにし、それを継続することの2つです。

続きまして5ページ目です。こちらは、文部科学省が令和5年3月に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」の「COCOLOプラン」です。

「COCOLOプラン」は、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指し、3つの柱でまとめられています。

「つながるプラン」はこうした背景を踏まえて策定し、より具体的な取組を展開してまいりたいと考えております。

続きまして6ページを御覧ください。「つながるプラン」は、「学びがつながる」、「支援がつながる」、「社会とつながる」、「未来につながる」を4つの柱として具体的な取組を展開してまいります。

第1に、「学びがつながる～魅力ある学校づくり～」として、全ての子どもたちが安心して豊かな生活を送れるような学校づくりを通して、学びの継続性を保障します。学力や社会性を育む教育活動をベースに、別室指導の充実によって、不登校への早期支援を実現します。

第2に、「支援がつながる～支援ニーズの早期把握と組織的対応～」として、一人ひとりの不登校児童・生徒の状況と支援ニーズを組織的かつ的確に把握し、最適な相談・指導につなぎます。各学校に登校支援コーディネーターを1名位置付け、増員するスクールソーシャルワーカーとの連携強化によって、不登校児童・生徒の支援ニーズを適時的確に把握し、学校内外の専門機関への素早い接続を実現します。

第3に、「社会とつながる～多様な教育機会・居場所の確保～」として、学校外の居場所や学びのネットワークにより、さまざまな支援ニーズをもつ不登校児童・生徒が社会とつながる機会を確保します。オンライン教育支援センターの開設、第五中学校夜間学級での受入れの検討開始、学校外の公的機関との連携支援、フリースクール等民間施設との情報共有の機会設定など、国や都の事業も積極的に活用し、さまざまな支援ニーズに対応する多様なメニューを提供します。

第4に、「未来につながる～社会的自立をめざした中・長期的支援～」として、不登

校の子どもや保護者の将来不安に寄り添い、義務教育修了時の進路選択を最後まで支援します。不登校生徒や保護者が進路に関する悩みを相談できる環境を整えます。ここまでの、不登校総合対策「つながるプラン」の内容となります。

7ページのスライドは、「つながるプラン」の支援の手だてとして、不登校の児童・生徒がどのような支援を受けられるのかを図示したものになります。

不登校児童・生徒の支援ニーズを把握し、学び、支援、社会、未来へつながる支援の手立てを考えてまいります。

個々の支援における出席の取扱いの考え方は、令和5年7月の策定をめざす「出席の取扱いに関するガイドライン」に記載する予定でございます。

以上が不登校総合対策「つながるプラン」の概要となります。御協議いただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○古川総合経営部長 それでは、教育委員の皆様から、不登校総合対策における取組について御意見を頂戴したいと思います。はじめに、伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員 失礼いたします。ただいま西山指導担当部長から御説明がありました不登校総合対策に基づきまして、私からは学校教育の立場から、私見を述べさせていただきます。

まず不登校児童・生徒数は、先ほどの説明にもありましたとおり、毎年のように右肩上がりが増えておりまして、いじめ問題と並び、現在の学校教育が抱える最大の課題であると考えております。八王子市の市立小・中学校における不登校児童・生徒数は、令和4年度は約1,800人もいて、そのうちの約1/3の約550人は学校内外で専門的な相談や指導を受けていないということでございます。義務教育段階での学びの保証ができていない状態は、市教育委員会だけではなく、本市全体の課題として捉えていかなければならない問題であると考えます。不登校対策の課題を解決していくためにはさまざまな視点や考え方があるかと思えます。学校教育の立場からいくつかお話させていただきたいと思えます。

市教育委員会の不登校対策は先ほど御覧いただきましたが、多様な問題を抱えた子どもや家庭を支援していくためには、きめ細やかな支援が必要であり、不登校であっても子どもたちの将来的な社会的自立を保証していくことが、何よりも重要かと思えます。こうした視点から見ますと、不登校は心の問題のみならず、進路の問題であるという認識に立つことも必要かと思えます。各学校は進路形成に資する学習支援や情報提

供等を積極的に行う必要があると思います。もちろん、先ほども説明がありましたが、本市でも進めております給食センターや児童館、図書館等公的機関と連携した支援は、マスコミでも取り上げられていますように、学校外施設における不登校児童・生徒を受け入れる画期的な取組であると思います。今後もこうした取組を継続・発展させていく必要があります。

これと合わせまして、学校においても、子どもたちの社会的自立のために学校教育の意義や役割を自覚して、子どもたちが不登校にならないための魅力ある学校づくりや不登校児童・生徒に対するきめ細かく柔軟な対応ができるような取組を行うことが重要であると思います。

繰り返しになりますが、不登校になった児童・生徒に対しても義務教育段階終了後の進路について保護者の方々とともに考え、支援し、誰一人として取り残さないといった、いわゆる包摂性の高い取組を行っていくことが、これまでも、そしてこれからも重要であると考えています。管下の小・中学校・義務教育学校への指導助言、そして学校と市教育委員会との連携を行っていくことが重要だと思っております。私からは以上です。

○古川総合経営部長 ありがとうございます。次に柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員 不登校総合対策「つながるプラン」の特色として、「つながるプラン」の中にキャリア教育の発想が取り入れられていることがあります。児童・生徒の義務教育のかけがえのない時間を前向きに過ごすために、早い段階で専門的な支援につながるような仕組み、ネットワークが構築され、不登校のお子さんを従来であれば学校に再び登校させることに重きを置いた支援が行われていたわけですが、それとは別に、資料のイメージ図のように、選択肢を子どもや親に示していることが大きなポイントだと思っています。

不登校の児童・生徒が、一生涯を生き抜く力をつけることを重視したこのプランでは、義務教育段階終了後の進路指導や不登校の状況だと体験できないようなキャリア教育、特にさまざまな職業人と触れ合って、職業観・勤労観というものに触れていたり、さまざまな世の中の職業の知識を習得したり、それに向かって自分はどんなキャリアデザインしていけば良いかということの本計画の中に取り入れている点が画期的だと思います。

また、本市の特色であります第五中学校夜間学級で中学校卒業後に学び直しの進路選択があることや、不登校特例校高尾山学園が本市にあるという強みも生かしたプラ

ンだと思っております。一つ重要なこととしまして、不登校の児童・生徒の支援は、学校の教員の対応だけでは限界があると思っておりますので、やはり不登校児童・生徒の家庭と密に連携をして、この施策を実現させていただきたいと強く希望しております。この施策では、学校教育部と生涯学習スポーツ部が主体的な取組を行うネットワークが構築されておりますが、子ども家庭部との連携も要望させていただきます。以上です。

○古川総合経営部長 ありがとうございます。次に、川島委員、お願いいたします。

○川島委員 私からは、保護者・地域の立場から話をさせていただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、令和3年度不登校児童・生徒数は、約1,500名、暫定値では令和4年度は約1,800名と、この6年で3.5倍以上増えており非常に憂慮すべき状況だと考えております。不登校対策は、これをやれば終わるという対策はありませんので、さまざまな要因で不登校になってしまったお子さんには、多面的・多角的な支援が必要です。

今回の「つながるプラン」は4つの大きな柱につながるという、わかりやすいキーワードを入れて、従来に比べて、端的にまとめたものになっていると思っております。実際にはこの支援は、先ほど柴田委員もおっしゃったように保護者と協力しながら、お子さんにとって最善の支援を進めていかなければならないのですが、実際、私の周りの保護者の方でも子育てについて誰に相談したらいいのかわからないと困っている方がいらっしゃいました。今までもさまざまな公的支援というのはあったのですが、その情報はどうしても自分から取りに行くというか、探しに行かなければならなかったものが多かったように思えます。保護者や子どもたちにとって一番頼りになるのは、やはり学校や先生だと思っております。

今後はこの「つながる」というキーワードに、先生方にもどのようなつながる場所があるのか、あるいは手段があるのかということを知っていただくことが大切になってきますし、我々市教育委員会としては、更に分かりやすく、相談先や支援の手段を示すことが重要だと考えております。

そして何より一番重要なのは、お子さんはもちろんですが、保護者の方たちのお子さんに対する将来の不安を取り除くということです。いつでもまた始められるという気持ちをもって、御家庭で前向きに進めるようにしていくことが大切だと思っております。

これは我々周りの大人も同じで、どんなに口先だけで、いつでもやれますよと言っても、心がこもっていないという言い方は変ですが、表面だけではなかなか伝わらず、心の

底からいつでもやり直せるという思いをみんなで共有しなければいけません。また、それをみんなで許容していくような世の中にしなければいけないと思っています。そういう意味では、保護者をはじめ、周りの大人たちに対して、許容する環境の周知啓発を合わせて進めてもらえればと思います。

本市では昨年度から、新たな試みとして、給食センターで不登校の中学校の生徒を対象とした給食提供を始めております。現在稼働している全ての給食センターで少数ではありますけれども、給食を食べに来た生徒がいます。その際、少しずつ職員の方と交流が生まれているという話も聞いております。実際に「つながる」という今回のキーワードが実現できている状況です。今年度からは小学生も対象として受入れを拡大していきます。一つひとつは目立たない事業かもしれませんが、その子にあった支援の選択肢がわかりやすく、そして増えていくことを期待しています。私からは以上です。

○古川総合経営部長 ありがとうございます。次に保坂委員、お願いいたします。

○保坂委員 医療保健の立場から、気になったことを申し上げます。今回の「つながるプラン」は多岐に渡って取組がなされる形であり、一つひとつ実際にプランが実行されていけば、かなり成果が期待できると思っています。

子どもたちが学校に行けなくなる理由はさまざまで、特に本人にもはっきりとした原因はわからず、自分の内面と周りの環境とがうまく折り合えなくなっている子どもも多いと思っています。あるいは、多様性を認めるとは言われておりますが、集団的な学校教育が合わずに学校に行けなくなるお子さんも少なくありません。

みんなが安心して豊かな生活を送れる学校づくりのためには、不登校になってからではなく、不登校を増やさないために、どんな状態であっても自分が排除されていると感じない、感じさせない、自分の居場所があると感じられるような学校であるように、これからも努力していければと思っています。

更に学校に行けない間に、自宅以外の居場所、自宅に居ながらオンラインで学習をすることも含めてですが、選択の幅が広がることは非常に大切であるため、大きな期待をしております。

もう一つは、学校に行けない子どもたちは、ほとんどが学校に行かなければいけないと思っているので、行けなくても大丈夫だと伝えることもとても大事だと思っています。勉強はしたいときにできる、学校は行かなくてもいろんな経験を身に付けることができる、自宅に籠っていてもそれはそれで大切な一年間、二年間を送ることができるこ

とを、子どもたちあるいは家族に伝えられるようないろいろな手段が取れば良いと思います。

その上で、義務教育年齢を超えた先に関しても、なるべく多くの情報が得られて、選択の幅が広がるように一つひとつ進められたら、一度に何ができるというわけではありませんが、この「つながるプラン」が非常に有効に生きてくると考えております。

○古川総合経営部長 ありがとうございます。それでは、教育長、御意見をお願いいたします。

○安間教育長 もう何度か紹介されていますが、本市の不登校児童・生徒数は、平成29年の段階で約500人であり、多いと思っていたのですが、5年間で約3倍、そして令和4年度の速報値でいうと、約3.5倍と急増しています。このことは全国的な傾向でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響、もしくは生き方や価値観の多様化によって学校の存在意義が失われているという分析もございますが、私が本市の子どもたちを見ていて実感しているのは、学校に行きたくても行けない、教室に入りたいけど入れない、そういう子どもが大多数です。

そしてそれらの子は、学校に行けていない自分に負い目を持って、劣等感を持っているという事実です。こういう子どもたちを何とかしてあげたいと思っています。不登校の要因や状態、支援ニーズはさまざまであって、一律の手段で解決できる問題ではございませんけれども、こうした子どもたちに人間への、他者への、もしくは八王子市民への信頼を持たせてあげて、孤立だけはさせたくないというのが私の願いです。

この不登校総合対策として打ち出す「つながるプラン」は、こうした基本的な考え方からこれまでのように学校に来させる、授業を受けさせるということを第一の目標にするのではなく、もっと根底にある子どもたちが社会的に自立していくために必要な力を身に付けて、人と社会とつながる機会を作ることを目指すものであります。

不登校の子どもたちが人や社会とのつながりをつくるためには、場所や人が必要不可欠です。先ほど川島委員から紹介がありましたが、2月から試行として、給食センターに不登校の子どもたちが気軽に来て、クラスの子と同じものを食べられる取組を始めましたが、6人もの子どもたちが来てくれました。これを1,800分の6と見るのではなく、6人もの子どもたちが社会とつながれた大変良い成果だったと思っております。

4月からは小学生まで拡大したおかげで、今現在でもう既に10人を超える子どもたちがこうやって社会とつながってくれています。ついつい、そういう子たちが来ると、

そこにスクールカウンセラーを配置して専門的な指導をしようと考えてしまいがちですが、そうするとその子たちは来なくなってしまうと思っています。子どもの心の扉というのは、内側からしか開きません。「話を聞かせてほしい」、「なんとか手助けするから」という大人には寄り付いて来ないものです。自分から心を開いて接することが真の意味での信頼感につながるとしています。

既存の公的機関との連携を更に広げ、子どもたちの居場所を作り、いろいろな大人と接する機会や、いろいろな考え方、生き方があって良いということを学べる機会を作りたいと思っています。それが子どもたちにとって、今必要な学びの場だと思っています。ぜひ八王子市全体として、御理解と御協力をいただきたいと思えます。

誰一人として取り残さないという理念を実現するためには、一番取り残される可能性のある子どもを重点的に支援してあげなければ達成できないものだと確信をしております。今現在不登校にある子どもたちを一人取り残さず十年後には八王子の未来を担う人となれるように育てる。このことが義務教育の使命と捉えまして、今後取組を進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○古川総合経営部長 ありがとうございます。それでは、市長、いかがでしょうか。

○石森市長 教育委員の皆様から、不登校総合対策について、それぞれ貴重な御意見をいただきました。

委員の皆様からもお話がありましたように、全国的な傾向ではございますが、本市においても不登校の児童・生徒数が増え続けており、深刻な状況と受け止めております。こうした状況を受けて、令和3年から4年にかけて市議会では、教育委員会に関する事項を調査する文教経済委員会において、児童・生徒の登校支援に関する調査・研究が行われました。「児童・生徒が安心して楽しく通える学校づくり」、そして「誰一人取り残さない支援により、将来的な社会的自立につなげること」を目指し、提言をいただいたところであります。

「八王子市総合教育大綱」では、施策の一つに「生きる力を育む学校教育の推進」を掲げておりまして、不登校など学校だけでは対応が困難な課題に対して、関係機関が連携して支援することとしております。教育委員会において、この「つながるプラン」が策定されることにより、こうした取組が一層推進するものと期待しております。

この「つながるプラン」の取組の一つである「社会とつながる～多様な教育機会・居場所の確保～」では、学校外の居場所の確保について御説明がありました。この後の議

題で「子育て家庭及び子ども・若者への切れ目ない支援について」がありますが、市としても子ども家庭部を中心に、こうした課題に全力で取り組んでまいります。

市及び教育委員会のさまざまな所管が連携し、未来を担う児童・生徒が健やかに成長できる環境をつくれるよう、今後ともよろしく願いいたします。私からは以上です。

○古川総合経営部長 ありがとうございます。では、次の議題に移ります。協議・調整事項 2、「子育て家庭及び子ども・若者への切れ目ない支援について」になります。タブレットは、資料 2 を表示してください。よろしいでしょうか。それでは、子ども家庭部長より御説明お願いいたします。

○設楽子ども家庭部長 それでは、資料 2 に基づきまして、「子育て家庭及び子ども・若者への切れ目ない支援」について、御説明いたします。2 ページをお開きください。「1 背景」についてです。

まず、この令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」が設立され、資料中段の、今後の子ども政策の基本理念のうち、「縦割りの壁や年齢の壁の克服」「予防的な関り強化」「プッシュ型支援への転換」は、特に重要なキーワードとして受け止めています。

次に「(2) 児童福祉法の改正」です。

令和 6 年 4 月施行の法改正により、児童福祉と母子保健が一体的に支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が、市区町村の努力義務となりました。

こうした背景を踏まえ、子ども家庭支援センター、児童館及び幼児教育・保育センターでは、支援の強化を目指して調整を進めています。

3 ページをお開きください。まず、「2 子ども家庭支援センター」についてです。

現在、地域子ども家庭支援センターが 5 か所あり、乳幼児とその保護者が利用できる「子育てひろば」を併設しています。

今後は「子育てひろば」と相談スペースはそのまま残した上で、虐待等の対応を担う地域子ども家庭支援センターの執務室だけを、資料のとおり段階的に 3 か所の保健福祉センター内へ移設し、担当圏域を保健福祉センターと統一し、職員を集結いたします。保健福祉センターでは全ての妊産婦との面談や新生児訪問を実施しており、保健福祉センター内へ、地域子ども家庭支援センターを移設することにより、予防的支援を含め、早期に支援につなげる仕組みを構築してまいります。

4 ページをお開きください。

その結果、この図のように、横軸の妊娠期から、乳幼児期、学齢期を経て、若者期ま

でのライフステージと、縦軸のケースリスクに応じた切れ目ない支援を構築してまいります。

なお、図の中にあります「(仮称) 子ども・若者育成支援拠点」は、この後、説明します児童館の新たな姿となります。

5ページをお開きください。「3 児童館」についてです。

令和5年度中に、児童館は、名称を「(仮称) 子ども・若者育成支援拠点」に改め、これまでの来館型から「子ども・若者育成支援推進法」の機能としてアウトリーチ型支援を加えて、地域による支援の切れ目を埋め、必要に応じて若者まで柔軟に関われるようにいたします。

アウトリーチ型支援は、企画調整を担う統括担当を設置し、担当圏域を地域子ども家庭支援センターと同じく、3か所の保健福祉センターと統一して、地域子ども家庭支援センターを補完する役割を担います。

6ページをお開きください。アウトリーチ型支援の内容ですが、3つのパターンを想定しています。

「①個別対応型」は、専門の支援を補完する関わりや、若者支援へのつなぎとなる関わりです。例に挙げた不登校・登校渋りへの対応では、教育関係者とは異なる立場から子どもへの関わりが必要とされる場合に、館内はもとより、学校等に出向く対応も想定しています。

「②予防的・周知啓発型」では、子ども・若者が孤立しないよう、地域や関係機関等と連携して、年齢に応じた周知啓発や自己肯定感を育むイベント等を行うとともに、見守りの環境づくりを目指します。

「③意見表明・参画支援型」では、意見表明の機会提供や地域参画を促し、子ども・若者を応援していく取組に注力してまいります。

なお、施設の老朽化、偏在といった公共施設マネジメント上の課題につきましても、引き続き検討してまいります。7ページをお開きください。

最後に、「4 幼児教育・保育センター」についてです。

今後、教育センターと研修等を共同実施して、幼児期から就学後における切れ目ない支援を推進するため、令和5年度の早い段階で、「教育センター」内に移転できるよう調整しています。移転後は、職員同士の日常的な情報共有が容易となり、図にあります、各センターの①から④までの機能について、一体的な取組が展開できるものと考えております。

8ページをお開きください。

「①研修機能の強化」では、図のとおり、既に連携している研修会だけでなく、相互の研修参加を促進し、人材育成を充実させるほか、「②情報発信の強化」、「③学校及び保育施設の強化」では、施設種別の垣根を超えた連携や事業実施により、就学前の教育と福祉で培ったものを、就学後の円滑な学びへとつないでまいります。説明は以上です。

○古川総合経営部長 ありがとうございます。それでは、教育委員の皆様から、これらの事業に期待することや、効果的な実施について、御意見を頂戴したいと思います。はじめに、伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員 御説明ありがとうございました。こども家庭庁が設置され、本市でも、こどもまんなか社会を目指した政策が展開していることを本当に嬉しく考えております。

先ほど御説明にもございましたように、今般のこども家庭庁の設置やこども基本法の施行は、日本国憲法や平成 6 年に我が国が批准した児童の権利に関する条約に示された精神に則って、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的として一体的に行われてきた、極めて大きな制度改革であると考えられます。

子どもが出産される前の段階から、乳幼児期、義務教育への就学期、そして若者として成長発達する一連の過程を通して、多様な生育環境の区別なく、誰一人として取り残されることのない支援を受ける体制が始まったことを、学校教育の立場から言えば、市立小・中学校の先生方にも適切な周知をして、これまで以上に一人ひとりの児童・生徒を大切な存在として認め、学校教育の質の向上を図り、子どもたちに充実した教育を行っていくことを再確認していただくことが重要だと思っております。

例えば学校教育で求められております豊かな心の育成や自尊感情、自己肯定感の育成といった取組をこれまで以上に推進していく必要があると思います。また、先ほどの御説明にもございましたように、子ども若者の意見表明の機会や地域につなぐコーディネートといった取組を通して、一人ひとりの子どもの人格を認めるとともに、一人ひとりの子どもが社会の宝であるという認識を市内の全域に醸成していくことが、これからの取組課題として考えていかなければいけないと思います。

そういった意味で、御説明にもありましたように、八王子市の教育センターの中に幼児教育・保育センターが移転されまして、幼児教育・保育と学校教育が一体となって、教員や保育者が幼児期から就学期における切れ目のない支援や指導を行う体制が整っ

たことは、こどもまんなか社会において、非常に有意義なことであると考えます。

こうした環境づくりが整った中で、教員や保育者への研修を充実させようとする保幼小の連携、そして幼稚園・保育園・小学校・中学校と長いスパンで子どもたちの成長を考えていくことをこの研修にも取り入れていくということですので、ぜひこれに期待したいと思います。また、学校教育の立場で言えば、研修の中身をぜひ充実して、一人ひとりの先生方が子どもを大切な存在として認識し、これだけの政策が整った中で子どもたちが学校に来ているということを認識できるような取組をしていきたいと考えているところでございます。私からは以上です。

○古川総合経営部長 ありがとうございます。次に、川島委員、お願いいたします。

○川島委員 御説明ありがとうございました。この度、国で設立されたこども家庭庁の理念にある「縦割りの壁・年齢の壁の克服」「待ちの姿勢からの脱却」この2点は私も期待するところでございます。

本市でも、それに伴いまして、「子ども家庭センター」を見据えた整備が始まるということで非常に良いことだと思っています。現在は比較的地域での交流が盛んだと思われる八王子においてさえも、例えば町内会・子ども会あるいは幼稚園、保育園、学校の保護者会を通じての、保護者同士の情報交換が減少してきているような状況だと思っています。そんな保護者同士の交流が希薄になりつつある現在において今回のような法的な支援体制とその情報発信の重要性は非常に増してきていると思っています。

子ども家庭支援センターの圏域が、保健福祉センターと統一されるということですので、支援の充実や連携が強固になる点がとても期待できます。5館から3館に集約されるということですが、子育てひろば等はそのままの形として残るということで、今まで利用されている方も引き続き利用できることは非常に良かったと思います。特に幼時期の、子育ての最初の時期に、公的機関とつながることを経験していただくということは、その後の関わり方が大きく変わってくると思いますので、この点は十分配慮をお願いしたいと思っています。

また、児童館の役割が若者の支援拠点としてバージョンアップするということですが、実際、私の周りでも、義務教育を修了して、高校に進学したお子さんが、すぐに辞めてしまって、学校や友達ともつながらず、保護者の方が非常に困惑しているケースがあります。この段階になってくると、その支援する場所はどこにあるかという問題よりも、いかにそのお子さんや御家庭に対して必要な情報を届けるかが大切になってきま

すので、冒頭の理念でもありました、待ちの姿勢ではなく、的確な情報の発信の仕組みを、非常に難しいと思うのですけれども、工夫していただきたいです。先ほど教育長もおっしゃっていましたが、少なくとも行政とつながっていると思えるような安心感を持てる仕組みづくりをしていただきたいと思います。

また、アウトリーチ型の支援は、特に体験型や交流イベントの充実をお願いしたいと思えますし、つながりが希薄になった子ども・若者が参加しやすい仕組みづくりを構築していただきたいと思います。

最後になりますが、幼児教育・保育センターの移転に伴う連携の強化では、情報の共有化や支援の継続性は当然ですけれども、やはり支援する側の人材育成の面でも、効果に期待しております。

ぜひとも、教育研究所としての機能を十分に発揮して子育てナンバーワンのまち八王子と市民に実感してもらえると良いと思っています。私から以上です。

○古川総合経営部長 ありがとうございます。それでは、教育長、御意見を願います。

○安間教育長 先ほどの不登校総合対策について、その重要性と目指す姿などをお伝えさせていただきました。改めて「つながる」という言葉の重要性がわかります。

子どもたちのこれからの人生は多様でありまして、十人十色でありますけれども、全ての市民が社会とつながっている、支援とつながっていることは、前提であり必要不可欠なことだと改めて感じました。保健福祉センターや子ども家庭支援センター、そして、児童館がより連携をして予防的支援を強化することや児童館を充実させるためのアウトリーチ型支援にも取り組むことは、市教育委員会及び学校と連携した不登校対策をはじめとする子どもたちのさまざまな課題の対応につながるものだと確信しています。私が常々、学校の教職員に申しているのは、八王子の子どもはどこにいても、どの時間帯だろうと八王子の子どもであり、市民なのだとのことです。

先ほどもキーワードに出ました「縦割りの壁・年齢の壁」。我々が組織の問題で、それを分断してはいけないと改めて痛感しております。ぜひ就学前から就学後まで、更には成人するまで、もっと言うと社会人になるまで、一体的に切れ目のない支援を行ってきたい。そのために教育委員会にもぜひお声かけいただき、共に事業を進めていかなければならないと感じたところでございます。以上です。

○古川総合経営部長 ありがとうございました。それでは、市長、お願いいたします。

○石森市長 ただいま、教育委員の皆様から本事業について、それぞれ御意見をいただきました。

これまでも本市におきましては「子育てしやすいまちナンバーワン」を目指し、八王子版ネウボラの推進や待機児童の解消をはじめ、子育て家庭に寄り添った取組を進めてまいりました。新たな長期ビジョン「八王子未来デザイン 2040」におきましても、3つの重点テーマ全てに子育て施策を位置づけているところであります。

先ほど、子ども家庭部長の説明にもありましたが、社会環境の変化や新型コロナウイルス感染症の影響で、子育て家庭や子ども・若者が抱える課題が複雑化しています。切れ目のない支援を続けることによって、子育て家庭のさまざまな不安や負担を和らげ、子ども・若者が心豊かに成長できることを期待しております。

さまざまな取組の実施にあたっては、常に子どもや子育て家庭の視点に立って考えていくことが重要であります。今後も未来を担う子どもたちが夢と希望を持って歩いていけるよう、子育て支援や子育て環境の充実に一層取り組んでまいりたいと考えております。

教育委員の皆様においては、互いに一体となって子ども・若者への切れ目のない支援を推進していけるよう、引き続きの御協力をお願いしたいと思います。

○古川総合経営部長 ありがとうございました。それでは続きまして、報告事項に移ります。報告事項は、「子どもの生活実態調査の調査結果について」です。タブレットは、資料3を表示してください。よろしいでしょうか。それでは、子ども家庭部長より説明をお願いいたします。

○設楽子ども家庭部長 それでは、資料3に基づきまして、子どもの生活実態調査の調査結果について分析を委託しております、東京都立大学子ども・若者貧困センターから調査結果と考察が提出されましたので、御報告させていただきます。

なお、本調査は子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施しているもので、本市では5年前に実施し、今回が2回目となります。

3ページをお開きください。調査の概要ですが、小学校5年生及び義務教育学校5年生と中学校2年生及び義務教育学校8年生の子どもとその保護者を対象者として、生活実態や困りごと、経済状況などを把握し、今後の子ども・子育て施策に反映するため

に実施した調査でございます。令和4年5月9日から5月25日までの期間で実施しております。

4ページをお開きください。回収率につきましては、前回の郵送による調査票の配布・回収から、今回は、学校を介して配布・回収していただいたことにより、回収率が前回に比べ大幅に上昇しております。御協力ありがとうございました。

全年齢層で平均して見ますと、子ども票、保護者票ともに76%を超えております。前回は31%程度でございましたので、これについては、都立大学からも前回調査との比較には、回収率の違いの差が含まれる点に留意する必要があると言われております。

5ページをお開きください。生活困難度の定義につきましては、前回と同様に低所得、家計のひっ迫、子どもの体験や所有物の欠如の3つの要素のうち、2つ以上該当する世帯を「困窮層」、1つのみ該当する世帯を「周辺層」、どれにも該当しない世帯を「一般層」と分類し、困窮層と周辺層を「生活困難層」と定義しています。

6ページをお開きください。分析の視点ですが、生活困難度と世帯タイプ、前回調査との比較を軸に、(1)から(6)までの6つの視点で分析を行っております。

7ページをお開きください。テーマごとの調査結果についてですが、こちらはその6つの視点の中で、都立大学が、統計的に特に優位であったもの、特徴的であったものをピックアップしておりますので、その中から御報告させていただきます。

まず、「世帯タイプと就労状況」の視点においては、コロナ禍における父母の就労への影響は、正規よりも非正規・無業が強く受けておりました。

8ページをお開きください。「生活困窮」の視点においては、前回調査に比べ、困窮層、周辺層は少なくなっており、生活困難層を構成する3つの要素の該当率も少なくなっていました。

9ページをお開きください。更に、家計の状況が厳しい家庭の割合も少なくなっておりました。

10ページをお開きください。コロナ禍にて体験ができなかった子どもは、困窮層や周辺層の方が多く、その理由は金銭的な理由とその他の理由が多くなっています。

11ページをお開きください。「子どもの学び」の視点では、前回と比較し、授業が「わからない」、これは「わからないことが多い」と「まったくわからない」の合計ですが、「わからない」と回答する子どもが増加し、中でも小学5年生では「わからないことが多い」の増加は、困窮層と周辺層で顕著でございました。

12ページをお開きください。また、自宅においてインターネットにつながるパソコンの所有率は増加しており、前回は小学5年生、中学2年生ともに生活困難度別の差

はありませんでしたが、今回は差が生じております。

13 ページをお開きください。更に、全国的に見られる不登校の児童・生徒の増加の要素は、本調査でも見られています。

14 ページをお開きください。子どもの居場所の視点においては、中学2年生では生活困難度が高いほど平日の放課後に学校で過ごす割合が少なくなっています。

15 ページをお開きください。また、小学5年生の1.5%、中学2年生の2.2%が毎日2時間以上の家事をしていることがわかりました。

16 ページをお開きください。健康と医療サービスの視点においては、生活困難度が高いほど子どもの主観的健康観の「よい」割合は少なくなっています。

17 ページをお開きください。また、生活困難度が高いほど、子どもの自己肯定感が低い傾向が見られています。

18 ページをお開きください。公的支援の利用と周知の視点においては、保護者は「学校からのお便り」から子どもに関する情報を受け取っている割合が最も高く、前回に比べ、紙媒体よりもSNSやメールなどを希望する割合が増えています。

19 ページをお開きください。また、生活福祉資金貸付制度や生活保護の利用は2%に満たず、制度を「全く知らなかった」とする保護者も一定数存在しました。

20 ページをお開きください。更に、子ども食堂とフードバンクによる食料支援については、利用率が大きく伸びていました。

21 ページをお開きください。都立大学からいただいております全体的な考察としては、前回に比べ、生活実態は改善したものの、コロナ禍を挟み、さまざまな子どもの状況の格差が拡大しました。

次に、子どもの主観的学力の低下や各種体験を経験した子どもの割合が減少し、減少幅は生活困難層の方が大きくなっています。この「主観的学力」というのは、「回答した児童・生徒本人が思う学力・授業の理解度」という意味になります。

また、「各種体験」とは、この1年で遊園地やテーマパークのほか、博物館やスポーツ観戦や観劇、海水浴やキャンプに行くなどの経験を指しております。

次に、全国的に見られる不登校の児童・生徒の増加は本調査でも見られ、懸念されています。

子ども食堂・フードバンクの利用率・認知率が大幅に増加した一方で、生活福祉資金などの支援情報を知らない保護者が一定数存在し、割合は生活困難層の方が多くなっています。

また、家事やケア負担を担う子どもが一定数存在した、というものでございました。

22 ページをお開きください。今後の予定です。昨日 5 月 30 日に報告書をホームページで公表し、公表した場所の URL を掲載したお知らせを関係機関にお送りいたします。

また、本市の関係所管においては、内容を検討し、必要に応じて補正予算や令和 6 年度当初予算に反映してまいります。

更に、令和 6 年度に策定いたします次期子ども若者育成支援計画に反映をしてまいります。報告は以上です。

○古川総合経営部長 それでは、教育委員の皆様から、本報告結果を踏まえた今後の子ども・子育て世帯に関する取組などについて、御意見などをいただきたいと思っております。はじめに、柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員 御説明いただきまして、ありがとうございました。

この度の子どもの生活実態調査は学校を介しての調査で、回収率が 76%に高まったことは、より多くの子どもの生活実態を表していると思う一方、この度の調査に回答しなかった 2 割強の保護者の方もいらっしゃるわけで、おそらく不登校の児童・生徒、あるいはその保護者が回答していないのではないかと推測しますと、この調査結果のデータより、生活実態がより深刻な状況であると推測して受け止めるべきではないかと感じております。

今後は調査の結果、あるいは分析結果を受けまして、より地域社会全体で包摂性を高めていく取組につなげていく必要性を感じました。特に生活困難度の高い世帯はピンポイントで行政が支援していくと思いますので、それを継続していただく一方で、その周辺層や一般層に分類している層を含めて、直接的な取組を行っていく必要があると思います。

私は、特に 14 ページの「子どもの居場所」に着目したのですが、中学校 2 年生では「生活困難度が高い子ほど、学校で過ごす割合が少なくなっている」という知見が前回調査では見られず、この度の調査で新しく発見できたという分析をしています。

おそらくヤングケアラー、介護とか家事を放課後しなければならない層の方が部活動や放課後でのさまざまな活動に参加ができないのではないかと思います。本市でも「学校は子どものホットプレイス」事業として取り組んでおりますが、地域に子どもの居場所をたくさん増やすことが必要だと思っております。

居場所とは単なる場所を設置することではなく、子どもたちがありのままの状態、安心安全でいられる居場所であり、そこに信頼できる大人がいるということが重要な

のではないかと思います。この居場所では、特に大人が直接的に支援することがなくても、そこにそういう大人が存在することが必要ですので、子どもにとって保護者や教員以外のいわゆる、よく「斜めの関係性にある大人」と言われますが、一定の利益関係にあるような大人ではなく、子どもを評価せずに側面から見守っているような地域の大人、子どもの応援団をまちに増やすことが、社会全体で包摂性を高めていくためにできることの一つであると思います。

こうした子ども支援者を地域にたくさん増やすためには、保護者の中で有志の方であるとか、最近ではアクティブシニアとも言われますが、元気な高齢者に地域に出ただいて、子ども支援者のマインドを一層持っていていただくような施策を行い、子どもにとって「斜めの関係性にある大人」をいかにたくさん増やすかということをぜひ提案させていただきたいと思います。子どもが育つ環境は、周囲にどんな大人がいるかという大人の環境そのものだと思いますので、子ども支援者を増やすことを要望させていただきたいと思います。以上です。

○古川総合経営部長 ありがとうございました。次に、保坂委員、お願いいたします。

○保坂委員 調査をされた子ども・若者貧困研究センターの説明の初めに「生活実態は改善したものの」という記載がありますが、前回と今回の調査では母集団の数があまりにも違い過ぎているので、同じものが31%から76%に変わったと考えないようにしていただきたいです。柴田委員から学校を通して回収したので不登校の子から出ていないのではないかという話がありましたが、郵送か学校回収か、それ以外にも無記名であっても学校を通してでは本当のことが書けるのかどうかということはありません。

学校を通じたことで、回収率は著しく上がりましたが、正確な結果が出たのかは疑問を残した上で、結果を考えた方が良くと思います。そう申しますのは、収入が減った世帯はかなりあったはずなのに、生活実態は改善したという結果になっているということは、その辺りに隠れているものがあると考えざるを得ず、困窮層あるいは周辺層の生活実態もおそらく改善しておらず、格差が広がっている状況ではないかと思っております。

特に気になりましたのが、公的制度について困窮層や周辺層の方が、知らなかったという率が高いということです。貧困は、いつも言われていますように、物やお金の貧困だけではなくて、関係性や情報の貧困が一番大きい問題だと感じております。今後の施策を考える上で、外部に対して情報をどのように伝えていくかを、生活実態の改善を目

指すためにも、ぜひ考えていただく必要があると思っております。

○古川総合経営部長 はい、ありがとうございました。それでは、教育長、御意見を
願います。

○安間教育長 さまざまな調査の見方はあると思えますけれども、今回、学校を通すこ
とで大幅に回収率が増加したことは、子どもたちや保護者の生活実態は、少なくとも聞
いていることに関しては、リアルに実態を把握できたと評価できていると思っております。余
談ですが、学校を通すと便利なものですから、ぜひ御活用いただきたいのですが、同時
に何が必要なのか内容を精査した上で、セットでお申し付けください。

先ほど申し上げたように、子どもたちが学習の成果に自信を持っていないことや、体
験の機会が少なくなっていること、何より自己肯定感が低いことと、生活困難度が高い
ことの関係性が明らかになったと思っております。ただし、分析して対応する時に注意し
なくてはいけないのは、かつて朝食と学力の関係の件で、朝食を食べる子は学力が高い
ということがいつの間にか文章になって、朝食を食べさせれば学力が上がるという話
になり、社会運動になったこともありましたけれど、相関と因果関係は違うということ
です。

このことに注意して、さらなる分析をして生かせるものを生かしていくということが
必要だと思っております。子どもの学校生活に対する示唆に富む結果と思っておりますの
で、教育委員会としても、まとまった結果を共有して、具体的な取組に生かせるものを
生かして行きたいと考えております。繰り返しになりますが、子どもたちはみんな八
王子の宝です。ぜひオール八王子で支えていきたいと考えております。以上です。

○古川総合経営部長 ありがとうございます。それでは、市長、願います。

○石森市長 ただ今、教育委員の皆様からこの度の「子どもの生活実態調査」の結果を
踏まえた今後の子ども・子育て世帯に関する取組について、貴重な御意見を頂戴いたし
ました。

本調査結果につきましては、令和4年度の間接報告を受けて、ひとり親家庭への支援
の充実など、早急に対応すべきものを、令和5年度の当初予算に計上し、すでに取り組
を進めてきたところであります。今後は、更に施策に反映すべく分析を行いまして、必
要に応じて予算化を図ってまいりますので、その内容につきましては、改めて御説明さ

せていただきたいと思います。

先ほどの案件にもございましたが、本調査結果においても、不登校の児童・生徒の割合が増加傾向にあり、また、生活困難度が高いほど、子どもや保護者への支援が必要とされる状況が明らかになりました。

一つひとつの課題に向き合いながら、「生き生きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」の実現に向けて、全力で取り組んでいく所存でございますので、教育委員の皆様への引き続きの御協力をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○古川総合経営部長 ありがとうございます。そのほか、御質問など、皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。それでは本日予定された議題は以上となります。

次回の総合教育会議は、令和5年11月29日水曜日、午後1時30分からを予定しております。詳細は後日改めてお知らせします。それでは、本日の総合教育会議は終了させていただきます。ありがとうございます。

【午後2時45分閉会】